

建築物省エネ法 認定申請手数料

(円)

申請の種別			技術審査を受けたもの	技術審査を受けていないもの（直接申請）		
				モデル建物法 仕様基準	標準入力法 主要室入力法 性能基準	
34条 (性能向上計画認定)	住宅部分	一戸建ての住宅	～200㎡未満	5,000	18,000	36,000
			200㎡以上	5,000	20,000	40,000
		共同住宅等	300㎡未満	10,000	35,000	73,000
			300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000
			2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	209,000
			5000㎡以上	85,000	166,000	299,000
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	92,000	242,000	
		300㎡～1000㎡未満	17,000	118,000	303,000	
		1000㎡～2000㎡未満	28,000	155,000	392,000	
		2000㎡～5000㎡未満	85,000	251,000	559,000	
		5000㎡～10000㎡未満	135,000	328,000	689,000	
		10000㎡～25000㎡未満	171,000	395,000	815,000	
		25000㎡以上	213,000	463,000	929,000	
41条 (基準適合認定)	住宅部分	一戸建ての住宅	～200㎡	5,000	18,000	36,000
			200㎡超	5,000	20,000	40,000
		共同住宅等	300㎡未満	10,000	35,000	73,000
			300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000
			2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	209,000
			5000㎡以上	85,000	166,000	299,000
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	92,000	242,000	
		300㎡～1000㎡未満	17,000	118,000	303,000	
		1000㎡～2000㎡未満	28,000	155,000	392,000	
		2000㎡～5000㎡未満	85,000	251,000	559,000	
		5000㎡～10000㎡未満	135,000	328,000	689,000	
		10000㎡～25000㎡未満	171,000	395,000	815,000	
		25000㎡以上	213,000	463,000	929,000	

- ※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 複合建築物全体の認定申請手数料は、住宅部分と非住宅部分の額を合算した額とする。
- ※ 確認の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算される。
- ※ 建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算される。

性能向上計画認定・基準適合認定の申請手数料算定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条性能向上計画認定または、
第41条基準適合認定の認定申請を提出するにあたり、申請区分、対象床面積及び申請手数料算定は、
下記の通りで相違ありません。

市川市長

年 月 日

申請者又はその代理者

(氏名)

- 1 : 技術的審査（適合証）の有無について 有 無
- 2 : 認定の種類 34条性能向上計画認定（容積率特例）・41条基準適合認定
34条性能向上計画変更認定
- 3 : 確認の特例（法第35条第2項） 有 無
- 4 : 手数料一覧表を確認し、下記の表に記入して、申請の提出時に一緒にご提出ください。

申請の種類		規模	金額
住宅	戸建て : 延面積	m ²	円
	建築物全体 : 延面積	m ²	円
非住宅	建築物全体 : 延面積	m ²	円
複合 建築物	住宅部分 : 延面積	m ²	円
	非住宅部分 : 延面積	m ²	円
合計			円